

平成17年10月12日（水曜日）

平成17年第1回那須烏山市議会臨時会（第1日）

平成17年10月12日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午後 4時45分

◎出席議員（35名）

1番	五味渕	博君	2番	佐藤昇	市君
3番	沼田邦彦	君	4番	高津戸	茂君
5番	高橋安隆	君	6番	高德正治	君
7番	舩山栄一	君	8番	平山	進君
9番	大橋洋一	君	10番	佐藤雄次郎	君
11番	五味渕親勇	君	12番	野木	勝君
13番	藤田武	君	14番	大野	曄君
15番	水上正治	君	16番	平塚金平	君
17番	中山五男	君	18番	郡司昭三	君
19番	塩谷隆	君	20番	柴野正巳	君
21番	斎藤雄樹	君	22番	樋山隆四郎	君
23番	板橋邦夫	君	24番	森井國廣	君
25番	菊池俊夫	君	26番	斎藤文男	君
27番	玉造三好	君	28番	滝田志孝	君
29番	小池清三	君	30番	高田悦男	君
31番	小森幸雄	君	32番	永山茂	君
33番	小堀操	君	34番	青木一夫	君
35番	平塚英教	君			

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長職務執行者	福田弘平	君
教育長	池澤進	君
総務部長	大森勝	君
市民福祉部長	雫正俊	君
経済環境部長	佐藤和夫	君

建設部長 池 尻 昭 一 君

教育次長 堀 江 一 慰 君

◎事務局職員出席者

事務局長 田 中 順 一

書 記 齋 藤 進

書 記 藤 田 元 子

書 記 菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 仮議席の指定について
- 日程 第 2 選挙第1号 議長選挙について
- 日程 第 3 議席の指定について
- 日程 第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程 第 5 会期の決定について
- 日程 第 6 選挙第2号 副議長選挙について
- 日程 第 7 発議第1号 那須烏山市議会会議規則の制定について
- 日程 第 8 発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の制定について
- 日程 第 9 発議第3号 那須烏山市議会事務局設置条例の制定について
- 日程 第10 発議第4号 那須烏山市議会会議傍聴規則の制定について
- 日程 第11 発議第5号 常任委員会委員の選任について
- 日程 第12 報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について
- 日程 第13 発議第6号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程 第14 報告第2号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について
- 日程 第15 発議第7号 議会広報委員会委員の選任について
- 日程 第16 報告第3号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について
- 日程 第17 発議第8号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について
- 日程 第18 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について
- 日程 第19 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(那須烏山市の事務所の位置等に関する条例ほか158件)
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 日程 第20 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度那須烏山市一般会計・特別会計暫定予算)
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 日程 第21 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度那須烏山市水道事業会計暫定予算)
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 日程 第22 議案第4号 専決処分を求めることについて
(那須烏山市と栃木県との間の公平委員会の事務委託)
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 日程 第23 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

(那須烏山市指定金融機関の指定について)

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで議事日程に同じ

追加日程第1 閉会中の継続審査申し出について(承認)

[午前9時45分]

○議会事務局長（田中順一君） 皆さんおはようございます。間もなく、平成17年第1回那須烏山市議会臨時会が開会されます。議場が手狭になっております。各議員さん、特に各課長さん方には大変ご迷惑をおかけいたしますがご了承願います。

一同ご起立願います。

ご着席願います。

改めまして、皆さんおはようございます。このたびの「那須烏山市誕生」誠におめでとうございます。

私は、那須烏山市議会事務局事務担当を命じられました田中と申します。よろしく願い申し上げます。

初議会ですので、臨時議長ができるまでの間、事務局長取り扱いとして進行役を務めさせていただきます。

本臨時会は、那須烏山市発足後、最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で、平塚金平議員が最年長の議員でありますのでご紹介申し上げます。

平塚金平議員、議長席にご着席をお願いいたします。

○臨時議長（平塚金平君） ごあいさつを申し上げます。ただいま事務局長から紹介を受けました平塚金平であります。

事務局長がご説明されましたように地方自治法第107条の規定に基づきまして、私が臨時の議長の職務を行います。議員各位には特段のご協力をいただきまして無事にこの職務を果たしたいと考えております。

どうぞ各位の特段のご支援を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

◎市長職務執行者あいさつ

○臨時議長（平塚金平君） ここで職務執行者のあいさつを求めます。

〔市長職務執行者 福田弘平君 登壇 あいさつ〕

○臨時議長（平塚金平君） 市長職務執行者のあいさつが終わりました。

◎議員・部課長の紹介

○臨時議長（平塚金平君）　　ここで、議員と教育長及び部課長の紹介を行いたいと思います。

まず、各議員を議会事務局長から紹介させます。

〔事務局長 各議員の紹介〕

○臨時議長（平塚金平君）　　次に、教育長自己紹介をお願いいたします。

〔教育長 池澤 進君 自己紹介〕

○臨時議長（平塚金平君）　　次に、部課長の自己紹介をお願いいたします。

〔総務部長以下各部課長 自己紹介〕

○臨時議長（平塚金平君）　　以上で紹介が終わりました。

ここで、各課長には退席して下さるようお願いいたします。ご苦労さまでした。

〔午前10時00分開会〕

○臨時議長（平塚金平君） それでは、ただいまより平成17年第1回那須烏山市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は35名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づき、市長職務執行者以下各部長の出席を求めていますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりですので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

議事日程

平成17年第1回那須烏山市議会臨時会

開	議	平成17年10月12日	午前10時開会
日程	第1	仮議席の指定について	
日程	第2	選挙第1号 議長選挙について	
日程	第3	議席の指定について	
日程	第4	会議録署名議員の指名について	
日程	第5	会期の決定について	
日程	第6	選挙第2号 副議長選挙について	
日程	第7	発議第1号 那須烏山市議会会議規則の制定について	
日程	第8	発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の制定について	
日程	第9	発議第3号 那須烏山市議会事務局設置条例の制定について	
日程	第10	発議第4号 那須烏山市議会会議傍聴規則の制定について	
日程	第11	発議第5号 常任委員会委員の選任について	
日程	第12	報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について	
日程	第13	発議第6号 議会運営委員会委員の選任について	
日程	第14	報告第2号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について	
日程	第15	発議第7号 議会広報委員会委員の選任について	
日程	第16	報告第3号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について	
日程	第17	発議第8号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について	
日程	第18	選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について	
日程	第19	議案第1号 専決処分の承認を求めることについて	

(那須烏山市の事務所の位置等に関する条例ほか158件)

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程 第20 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(平成17年度那須烏山市一般会計・特別会計暫定予算)

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程 第21 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(平成17年度那須烏山市水道事業会計暫定予算)

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程 第22 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

(那須烏山市と栃木県との間の公平委員会の事務委託)

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程 第23 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

(那須烏山市指定金融機関の指定について)

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

以上、朗読を終わります。

○臨時議長(平塚金平君) お諮りいたします。

議事の進行については、那須烏山市議会会議規則がまだ交付されておられませんので、この後提案される発議第1号 那須烏山市議会会議規則案に準じて進行したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長(平塚金平君) 異議なしと認めます。

よって、那須烏山市議会会議規則案に準じて進行することにいたします。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長(平塚金平君) 日程第1 仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席はただいま着席をしている議席を仮議席に指定いたします。なお、市長職務執行者提出議案に入るまでの間、職務執行者以下教育長・各部長には退席してくださるようお願いいたします。

◎日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長（平塚金平君） 次に、日程第2 選挙第1号 議長選挙について。これより議長選挙を行います。

書記に朗読させます。

〔書記 朗読〕

選挙 第1号

議長選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、議長の選挙を行うものとする。

平成17年10月12日

提出者 那須烏山市議会臨時議長

以上です。

○臨時議長（平塚金平君） 選挙の方法は投票、指名推選のいずれかの方法がありますが、そのいずれの方法をとるかをお諮りいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時55分

○臨時議長（平塚金平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長選挙は投票によることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（平塚金平君） 異議なしの声があり、よって投票によることと決しました。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○臨時議長（平塚金平君） ただいまの出席議員は35名です。投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○臨時議長（平塚金平君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（平塚金平君） 配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○臨時議長(平塚金平君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番の議員より順次お名前を読み上げますので順に投票をお願いいたします。

[事務局長氏名を点呼・投票]

○臨時議長(平塚金平君) 投票漏れはありますか。

[「なし」の声あり]

○臨時議長(平塚金平君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(平塚金平君) 直ちに開票を行ないます。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により立会人2名を指名いたします。

立会人に、1番五味渕 博君、2番佐藤昇市君を指名いたします。

立会人は開票の立会いを願います。

(開 票)

○臨時議長(平塚金平君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数35票、有効投票35票、無効投票0票、有効投票数のうち青木さんが16票、小堀さんが16票、中山さんが2票、平塚さんが1票。以上のとおりでございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時16分

○臨時議長(平塚金平君) 会議を再開いたします。

ただいま(抽選)の結果なんですが、青木さんが議長に当選いたしました。(拍手)ただいま議長に当選されました青木一夫君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

ここで、議長に当選された青木君の議長就任の発言を許します。

[34番 青木一夫君 登壇]

○議長(青木一夫君) ごあいさつ申し上げます。ただいま多数の議員のご推選をいただき

まして、那須烏山市の初めての議長に当選をさせていただきまして、大変光栄に考えております。全員協議会の折に申し上げたとおり、一番にやることは両町の垣根を取り払う。議会の皆さんの意思の疎通、これが一番大切だと思っております。執行部に対するチェックもありますけれども、やはり垣根を取り払う努力を全力でしてまいりたいと思っております。どうぞ皆様のご支援をいただき、この大役を果たしていきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（平塚金平君） 議長のあいさつが終わりました。議長が決まりましたので、議長職を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議席の指定について

○議長（青木一夫君） 日程第3 議席の指定について。議席は会議規則第4条の規定に基づき、議長において指定いたします。議席については、現在着席している仮議席を議席といたします。

◎日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（青木一夫君） 次に、日程第4、会議録署名議員の指名について。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に

1番 五味 潤 博君

2番 佐藤 昇市君を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定について

○議長（青木一夫君） 次に、日程第5 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

◎日程第6 選挙第2号 副議長選挙について

○議長（青木一夫君） 次に、日程第6 選挙第2号 副議長選挙について。これより副議長選挙を行います。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

選挙 第2号

副議長選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行うものとする。

平成17年10月12日

提出者 那須烏山市議会議長

○議長（青木一夫君） 選挙の方法は投票、指名推選のいずれかの方法がありますが、そのいずれの方法をとるかをお諮りいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時45分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長選挙は投票によることをご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって投票によることと決しました。

議場を閉鎖させます。

(議場閉鎖)

○議長(青木一夫君) ただいまの出席議員は35名です。投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(青木一夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青木一夫君) 配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(青木一夫君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番の議員より順次お名前を読み上げますので順に投票願います。

〔事務局長氏名を点呼・投票〕

○議長(青木一夫君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青木一夫君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(青木一夫君) 直ちに開票を行ないます。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により立会人2名を指名いたします。

立会人に、3番沼田邦彦君、4番高津戸 茂君を指名いたします。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(青木一夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数35票、有効投票35票、無効投票0票、得票数、水上正治議員16票、舩山栄一議員18票、平塚英教議員1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票は9票です。したがって、舩山栄一君が副議長に当選いたしました。ただいま副議長に当選されました舩山栄一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

ここで、副議長に当選された船山栄一君の副議長就任の発言を許します。

〔7番 船山栄一君 登壇〕

○副議長（船山栄一君） 皆様方の厚いご支援をいただきまして本当にありがとうございます。那須烏山市の新しいこれからの門出、そしてこの議会の皆さん方とともに在任特例のあと6カ月間かもしれませんけれども、これからの道筋を立てるために今後一生懸命に頑張りたいと思っております。今後ともひとつよろしくお願いを申し上げまして、当選のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（青木一夫君） 船山栄一副議長のあいさつが終わりました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前12時01分

再開 午後 1時00分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 発議第1号 那須烏山市議会会議規則の制定について

○議長（青木一夫君） 日程第7 発議第1号 那須烏山市議会会議規則の制定についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

発議第1号

那須烏山市議会会議規則の制定について

上記議案を提出する。

平成17年10月12日

提出者	那須烏山市議会議員	中山五男
賛成者	同	平塚英教
賛成者	同	塩谷隆
賛成者	同	樋山隆四郎

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 本件は、地方自治法第120条の規定に基づき、那須烏山市議会の議会の運営に関する手続き及び議会の内部の規則等を定めるものであります。

本件に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、質疑を終了することでご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 討論がないようですので、討論を終結することでご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第1号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第8 発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の制定について

○議長（青木一夫君） 次に、日程第8 発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の制定についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

発議第2号

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の制定について

上記議案を提出する。

平成17年10月12日

提出者	那須烏山市議会議員	中山五男
賛成者	同	平塚英教
賛成者	同	塩谷隆
賛成者	同	樋山隆四郎

以上です。

○議長（青木一夫君） 本件は、地方自治法第109条の第1項、第109条の2第1項及び第110条第1項の規定に基づき那須烏山市議会の委員会の組織及び運営に関する事項を定めるものであります。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、質疑を終了することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 討論がないようですので、討論を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第2号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 発議第3号 那須烏山市議会事務局設置条例の制定について

○議長（青木一夫君） 次に、日程第9 発議第3号 那須烏山市議会事務局設置条例の制定についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

発議第3号

那須烏山市議会事務局設置条例の制定について

上記議案を提出する。

平成17年10月12日

提出者	那須烏山市議会議員	中山五男
賛成者	同	平塚英教
賛成者	同	塩谷隆
賛成者	同	樋山隆四郎

以上です。

○議長（青木一夫君） 本件は、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、那須烏山市議会の庶務的事務の処理等のため、議会事務局を設置するものであります。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、質疑を終了することでご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 討論がないようですので、討論を終結することでご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第3号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

22番樋山隆四郎議員。

○22番（樋山隆四郎君） 今、上程をしている発議第2号、委員会の人数が35人なのに20人になっています。

○議長（青木一夫君） 休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

○議長（青木一夫君） 再開いたします。

◎日程第10 発議第4号 那須烏山市議会会議傍聴規則の制定について

○議長（青木一夫君） 次に、日程第10 発議第4号 那須烏山市議会会議傍聴規則の制定についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

発議第4号

那須烏山市議会会議傍聴規則の制定について

上記議案を提出する。

平成17年10月12日

提出者	那須烏山市議会議員	中山五男
賛成者	同	平塚英教
賛成者	同	塩谷隆

賛成者 同 樋山隆四郎

以上。

○議長（青木一夫君） 本件は、地方自治法第130条第3項の規定に基づき那須烏山市議会会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものであります。

本件について質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、質疑を終了することでご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 討論がないようですので、討論を終結することでご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第4号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第11 発議第5号 常任委員会委員の選任について

○議長（青木一夫君） 次に、日程第11 発議第5号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

発議第5号

常任委員会委員の選任について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成17年条例第166号）第10条第1項の規定により、常任委員会の選任を行うものとする。

平成17年10月12日

提出者 那須烏山市議会議長

以上。

○議長（青木一夫君） 常任委員会委員の選任については、那須烏山市議会委員会条例第10条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。規定に従って指名を行います。

事務局長より朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

・総務企画常任委員会、高津戸 茂議員、高田悦男議員、郡司昭三議員、柴野正巳議員、中山五男議員、滝田志孝議員、沼田邦彦議員、高橋安隆議員、藤田 武議員、森井國廣議員、小森幸雄議員

・文教福祉常任委員会、水上正治議員、平塚金平議員、佐藤雄次郎議員、小池清三議員、菊池俊夫議員、塩谷 隆議員、斎藤雄樹議員、高德正治議員、五味渕 博議員、五味渕親勇議員、小堀 操議員、青木一夫議員

・経済建設常任委員会、船山栄一議員、平山 進議員、永山 茂議員、斎藤文男議員、玉造三好議員、佐藤昇市議員、大橋洋一議員、野木 勝議員、大野 曄議員、板橋邦夫議員、樋山隆四郎議員、平塚英教議員

以上、朗読を終わります。

○議長（青木一夫君） ただいま局長の朗読のとおり各常任委員会委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時14分

○議長（青木一夫君） 再開いたします。

休憩中にただいま選任された常任委員は各常任委員会において正副委員長の互選について協議をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時50分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（青木一夫君） 日程第12 報告第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

各常任委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により次のとおり互選されましたので、事務局長より朗読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

- ・総務企画常任委員会委員長高津戸 茂議員、副委員長沼田邦彦議員。
- ・文教福祉常任委員会委員長菊池俊夫議員、副委員長五味渕 博議員。
- ・経済建設常任委員会委員長板橋邦夫議員、副委員長玉造三好議員。

以上、朗読を終わります。

○議長（青木一夫君） ただいま朗読のとおり報告いたします。

◎日程第13 発議第6号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（青木一夫君） 日程第13 発議第6号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時20分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員の選任については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第10条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。規定に従って指名を行います。

局長より朗読をいたさせます。

〔事務局長 朗読〕

議会運営委員、高津戸 茂議員、菊地俊夫議員、板橋邦夫議員、中山五男議員、小池清三議員、佐藤昇市議員、大野曄議員、平塚英教議員、斎藤雄樹議員、樋山隆四郎議員、柴野正巳議員。

以上、朗読を終わります。

○議長（青木一夫君） ただいまの朗読のとおり議会運営委員会委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した11名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時34分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 報告第2号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（青木一夫君） 日程第14 報告第2号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により次のとおり互選されましたので、報告いたします。

委員長に平塚英教議員、副委員長に佐藤昇市議員。

以上のとおりであります。

◎日程第15 発議第7号 議会広報委員会委員の選任について

○議長（青木一夫君） 日程第15 発議第7号 議会広報委員会委員の選任についてを議

題といたします。

議会広報委員会委員の選任については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第10条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。規定に従って指名を行います。事務局長より朗読いたさせます。

[事務局長 朗読]

議会広報委員、沼田邦彦議員、斎藤雄樹議員、高德正治議員、五味渕 博議員、平山 進議員、佐藤雄次郎議員、塩谷 隆議員、舩山栄一議員。

以上、朗読を終わります。

○議長（青木一夫君） ただいま朗読のとおり議会広報委員会委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した8名の諸君を議会広報委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時46分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 報告第3号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（青木一夫君） 日程第16 報告第3号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

議会広報委員会委員長及び副委員長については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定により次のとおり互選されたので、報告いたします。

委員長佐藤雄次郎議員、副委員長高德正治議員。

以上のとおりであります。

◎日程第17 発議第8号 那須烏山市農業委員会委員の推薦について

○議長（青木一夫君） 日程第17 発議第8号 那須烏山市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

[書記 朗読]

発議第8号

那須烏山市農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第2号の規定による農業委員に下記の者を推薦する。

平成17年10月12日

提出者 那須烏山市議会議長

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 本案は、那須烏山市発足に伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、4名の農業委員会委員を推薦するものであります。推薦申し上げる方々の氏名、住所はお手元の議案書のとおりであります。最近の社会情勢を踏まえ、多様な行動力のある人材の登用を図るため、3名の女性を含めて推薦するものであります。

お諮りいたします。那須烏山市農業委員会委員には、原案のとおり4名の方々を推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり決定いたしました。

◎日程第18 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（青木一夫君） 日程第18 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

[書記 朗読]

選挙第3号

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

南那須地区広域行政事務組合同規約第6条第2項の規定に基づき議員の選挙を行うものとする。

平成17年10月12日

提出者 那須烏山市議会議長

以上。

○議長（青木一夫君） 本件は、那須烏山市発足に伴い、南那須地区広域行政事務組合同規約に基づき組合同議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙第3号については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合同議会議員の選挙については、次の8名を指名いたします。高橋安隆、塩谷 隆、小森幸雄、平山 進、青木一夫、平塚金平、野木 勝、柴野正巳。

以上、指名いたしました諸君を組合同議会議員の選挙の当選者として決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙第3号については、ただいまの指名のとおり当選人と決定いたしましたので、告知いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
（那須烏山市の事務所の位置等に関する条例ほか158件）

○議長（青木一夫君） 日程第19 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成17年10月12日提出

那須烏山市長職務執行者 福田弘平

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者福田弘平君。

〔市長職務執行者 福田弘平君 登壇〕

○市長職務執行者（福田弘平君） 議案第1号提案理由書。本案は、地方自治法第7条に基づく廃置分合による那須烏山市の設置に伴い、平成17年10月1日に専決処分した那須烏山市の事務所の位置等に関する条例ほか158件の条例について、同法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めらるるものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、ご審議の上承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（青木一夫君） 総務部長。

○総務部長（大森 勝君） 命によりまして、議案第1号 専決処分の承認を求めらるることについてにつきまして、専決処分を行いました各種条例についてご説明を申し上げます。

那須烏山市の条例の制定にあたりましては、南那須町・烏山町合併協議会において確認された合併協定項目調整方針に基づきまして作成をいたしました。特に、市の設置に伴う新条例の必要性、2町がともに有する条例の必要性、整合性、2町それぞれ単独に有する条例の必要性の3項目を念頭に、204件にわたる条例について検討を加えてまいりました。

その結果、新市誕生とともに、市長職務執行者が専決処分により条例を制定しなければならない条例が165件、うち議会に報告し、承認を受けなければならない条例が159件となりました。このことから、本日議会に提案し、承認を受けるものであります。

なお、参考までに専決処分を行いました159件の2町間の内訳を申し上げます。2町がともに共有した条例につきましては95件、南那須町だけが有した条例28件、烏山町だけが有した条例28件、偶然に同数になったわけでございます。そのほかに新たに制定した条例が8件となりました。

では、専決処分を行いました条例の内容等についてご説明を申し上げます。議案書、専決処分書、159件の条例につきましては、那須烏山市条例集につづっております。

今回は非常に条例数が多いということから、本日付属資料として配付いたしました那須烏山市専決処分条例の概要により、主な条例を限定して説明をいたしたいというふうに思っておりますので、皆様のご理解を賜りたいと思っております。

では、資料1ページをごらんいただきたいと思っております。この別紙の資料になります。この資料につきましては、左側から条例番号、条例の名称、条例の概要を掲げてあります。一番右側の理由の欄には5項目に分類した市長職務執行者が専決を処分した根拠を記したものでございます。

条例第1号につきましては、那須烏山市の事務所の位置等に関する条例でありまして、地方自治法の規定に基づき、那須烏山市役所の位置を那須烏山市中央1丁目1番1号と定め、分庁方式の合併であることから、庁舎の名称を烏山庁舎、南那須庁舎と定めるものでございます。

条例第3号につきましては、那須烏山市名誉市民条例でありまして、市民または市に縁故の深い者で広く社会、経済、文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で世の敬仰を受けると認められる者を議会の同意を得て名誉市民と定める条例であります。なお、合併前の名誉市民は新市の名誉市民としてみなすことといたしました。また、この合併前の名誉町民は2町あわせて3名おりまして、現在1名の方が健在ということでございます。

条例第5号につきましては、那須烏山市議会定例会回数条例でありまして、議会の定例会の回数を従前と同じく4回といたしましたものでございます。

条例第6号は那須烏山市監査委員条例でありまして、監査委員の定数を2人とし、監査に関し必要な事項を定めたものでございます。議会選出関係につきましては1名ということになり

ます。

条例第7号は那須烏山市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例。また、条例第8号は那須烏山市選挙広報発行条例でありまして、これにつきましては、いずれも公職選挙法の規定に基づき、市の選挙管理委員会が議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置または選挙広報の発行に関し必要な事項を定めた条例であります。手続き関係等については変更がありませんが、ポスター掲示場の数につきましては207カ所となります。なお、広報等につきましては、従前どおり新聞折り込みとさせていただきたいと思っております。

条例第9号につきましては、那須烏山市行政組織及び事務分掌条例でありまして、市長の権限の事務を分掌させるために総務部、市民福祉部、経済環境部、建設部の4部を設置するとともに、事務を明確にしたものでございます。なお、福祉事務所関係等につきましては、設置条例を単独で制定している市もあるかと思っております。これらにつきましては、市長の権限に属するということから、今回この条例で位置づけをしたものでございます。

少し飛ばさせていただきます、条例第14号 那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会設置及び運営条例でありまして、地方自治法の規定に基づく附属機関として、那須烏山市情報公開条例及び那須烏山市個人情報保護条例の規定により不服申立て等について調査審議をさせるために、1つの審議会として設置をいたしたものでございます。なお、委員の数につきましては5人以内。任期は2年といたしたものでございます。

条例第15号 那須烏山市職員定数条例であります。議会の事務局の職員、市長の部局の職員ほか8機関の職員の数を定めたものでございます。なお、職員の定数につきましては最大333人の定数といたしましたが、今後10年間の職員採用については退職職員の2分の1以内で採用するというので、協議会等にも報告をしてございますので、今後必要があれば実態に合った改正を行なってまいりたいというふうに考えております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。条例第30号 那須烏山市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会の議員の報酬の月額を議長37万円、副議長30万円、議員27万円と定めるとともに、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法等に関し必要な事項を定めたものでございます。なお、在任特例期間につきましては、報酬の月額は附則において議長33万5,000円、副議長26万5,000円、議員23万5,000円と定めたものでございます。

条例第31号は、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例でありまして、59の非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めております。なお、報酬につきましては年額、月額、日額により定め、費用弁償については市の区域外に旅行した

場合に支給することといたしておりまして、市内の会議については支給しないこととしてございます。

次に、条例第34号 那須烏山市長等給与及び旅費条例についてであります。市長、助役、収入役の給与及び旅費の支給に関し必要な事項を定めたものでございます。市長の給与月額が75万円、助役61万円、収入役は58万円といたしたものでございます。

条例第35号は、那須烏山市長職務執行者給与及び旅費条例でありまして、市長職務執行者の給与及び旅費の支給に関し必要な事項を定めております。なお、市長職務執行者の給料月額は、条例第34号の市長等給与及び旅費条例の例によりまして月額75万円を支給することといたしたものでございます。

条例第36号 那須烏山市教育長給与等条例につきましては、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し必要な事項を定め、教育長の給料月額を56万円としたものでございます。

条例第37号 那須烏山市職員給与条例、条例第38号は那須烏山市技能労務職員給与条例でありまして、これらの条例は職員の給与、各種手当等に関し必要な事項を定めたものでございます。給料表、9級につきましては当分の間使用しないこととして運用を図ってまいりたいと思っております。

続いて、3ページをお開きいただきたいと思います。条例第40号につきましては、那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例でありまして、地方自治法施行令の規定に基づき議会の議決に付すべき契約等を定めたものでございます。なお、工事または製造の請負の契約は予定価格1億5,000万円以上のものについて、また財産の取得、処分、予定につきましては予定価格2,000万円以上のものについて議会の議決に付さなければならないことといたしたものでございます。

条例第41号は、那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例でありまして、平成16年度に地方自治法が改正されたことから、新市において新しく制定いたしましたものでございます。なお、長期継続契約ができる契約といたしましては、物品の賃貸借契約及び維持管理に関する業務委託契約、庁舎その他市の施設の維持管理に関する業務委託契約、年間を通して事務の提供を受ける契約といたしたものでございます。

条例第43号 那須烏山市防災会議設置及び運営条例、また条例第44号は那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例でありまして、那須烏山市防災会議については防災対策基本法及び地方自治法の規定に基づく市長の附属機関として、また那須烏山市災害対策本部については防災会議と密接な連携のもとに、防災の予防、災害が起きた場合の対応等に対処するために設置いたしましたものでございます。

少し飛ばさせていただいて条例第54号 那須烏山市総合計画審議会設置及び運営条例でありまして、市長の附属機関として総合的かつ計画的な行政の運営に関する事項を調査、審議させるために設置するものであります。2年以内に作成されるであろう新市の長期計画、振興計画の調整審議をお願いすることになると思います。

次に、条例第57号 那須烏山市特別会計設置条例につきまして、この条例については地方自治法の規定に基づき、特別会計の設置に関し必要な事項を定めております。なお、特別会計は熊田診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計の8特別会計を設置することとしたものでございます。

続いて4ページをお開きいただきたいと思います。条例第71号につきましては、那須烏山市税条例でありまして、地方税法の規定に基づき市税の税目、税率、その他賦課徴収等に関し必要な事項を定めたものでございます。なお、課税につきましては、これまでの2町と変更はございません。

条例第73号 那須烏山市国民健康保険税条例につきましては、地方税法の規定に基づき国民健康保険税に関し必要な事項を定めております。なお、平成17年度につきましては不均一課税とさせていただいております、平成18年度から統一を図ってまいりたいというふうに思っております。

条例第75号は那須烏山市手数料条例でありまして、特定の者のためにする事務についてその利益を受ける者から徴収する21項目の手数料に関し必要な事項を定めたものであります。

続いて5ページをお開きいただきたいと思います。条例第94号につきましては、那須烏山市児童医療費助成条例でありまして、児童の福祉の増進及び保健の向上に寄与するため、小学3年生までの児童の医療費の助成に関し必要な事項を定めたものであります。

条例第96号 那須烏山市保育所設置管理及び保育料条例でありまして、市立保育所として5保育園を設置し、その他保育料等に関し必要な事項を定めたものであります。なお、児童福祉法に基づく保育所の保育料についてはこれまで規則で定めておりましたが、新市におきましては幼稚園、保育料等々の整合性を図りまして、今回条例化をさせていただいたものでございます。

条例第100号 那須烏山市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区に関する条例でありまして、農業委員会等に関する法律の規定に基づき市の農業委員会委員の選挙、選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関し必要な事項を定めております。なお、選挙による委員の定数は20人とし、2選挙区それぞれ10人といたしたものでございます。

続いて6ページをお開きいただきたいと思います。農林関係等の公の施設設置条例につきま

しては説明を省略させていただきたいと思えます。

条例第125号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例につきましては、土砂等の埋立て等について必要な規制を行い、土壌の汚染防止及び災害の発生を防止し、住民生活の安全と生活環境の保全を図ることを目的として制定いたしましたものでございます。なお、この条例により、面積が1,000平方メートル以上、3,000平方メートル未満の埋立てを行なう場合は、この条例により許可が必要になってまいります。なお、3,000平方メートル以上につきましては県条例の適用になるということから、またこれについても届け出が必要になるということになります。

続いて7ページをお開きいただきたいと思います。条例第140号 那須烏山市水道事業給水条例につきましては、市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事費の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正化の保持に関し必要な事項を定めてあります。なお、水道料金につきましては、平成18年2月の使用水量から統一することとしたものでございます。

条例第143号 那須烏山市立学校設置条例につきましては、現在有しております小学校9校、中学校5校、幼稚園2園の名称及び位置を定めたものでございます。

条例第147号 那須烏山市奨学資金貸与条例につきましては、教育の機会均等の趣旨に基づきまして、経済的理由で就学困難な者に対し基金の範囲内で学費を貸与し、有用な人材を育成することを目的として定めたものでございます。なお、奨学金の貸与額は月1万円以内となっております。

以下、教育関係等の公の施設の設置条例につきましては、説明を省略させていただきまして、以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（青木一夫君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本案に対し質疑を許します。

35番平塚英教議員。

○35番（平塚英教君） 今回新市になりまして、10月1日から那須烏山市になったわけですが、町から市になる中で、どうしても10月1日に専決処分をしなければならないという条例関係が165件ということで、そのうち議会に付して条例を承認するものが159件ということでございます。おおむね新しい市に引き継ぐためにやむを得ないというものばかりでございますけれども、その中で1点目は条例第40号ですね。那須烏山市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例について、まず質問したいと思います。

これにつきましては、特例法の範囲内で人口3万人を越えたということで市を選択したわけです。たしかに地方自治法では平成5年に改定がございまして、地方自治体の工事請負

契約等の契約につきましては、議会に付すべきものが町村単位のものが3,000万円から5,000万円以上ですね。そして、市の段階では9,000万円以上が1億5,000万円以上に引き上がったというふうに聞いております。

しかしながら、この市というのは人口約5万人以上を総務省のほうでは市と考えているようで、私も烏山町、南那須町が今回合併して人口3万2,000人でございますから、ほとんど県内の自治体を見ても町と変わらない状態にある。したがって、私は3,000万円から5,000万円に引き上がる時にも反対をしたわけですが、今回それが1億5,000万円に議会に付すべきものが上がるということでございますと、ほとんど契約されるものが議会に提案されないで通ってしまうのではないかとこのように考えます。

1億5,000万円といたしますと、約3億円近い工事を2つに分けてA工事、B工事として契約をすれば議会に通らなくなっちゃうんですね。そういうふうになりますと、これは大きな議会軽視につながっていくのではないかとこのように私は考えているわけなのでありますが、果たしてここ5年以内の間に、旧南那須町及び烏山町で1億5,000万円以上の契約あるいは財産取得のものがどのくらいあったのか。もし年次別にわかればお示しをいただきたい。

さらには、これは地方自治法の規定によるから仕方がないという総務部長のご説明でございますが、それであっても、例えば契約関係についてはそれ以下のものについても契約について何らかの形で議会に公表する考えがあるのかないのか、業者名とか内容も含めて、その点についてご説明をいただきたいと思っております。

次の2点目は、条例第151号及び第157号及び条例159号の関係でございますが、これらは烏山町においては平成15年度までは原則無料であったものがほとんどでございます。しかし、財政難という理由のもとで平成16年度からはほぼ全部有料になったということで、平成16年度の決算でも申し上げましたが、烏山町では年間に約270万円程度住民の皆さんに負担が及んでいるわけですが、南那須町ではこれらについてはこれまでどうしてきたのか。1年間のうちにはどのくらいの負担になっているのかご説明をいただければと思います。以上です。

○議長（青木一夫君） 総務部長。

○総務部長（大森 勝君） 契約関係のご質問になるかと思っておりますけれども、1億5,000万円以上の契約の件数ということでございますけれども、これについては申しわけございませんけれども把握しておりませんので、後日必要があればお答えを申し上げたいと思っております。

あと契約について確かに今議員ご指摘のように、地方自治法ですと5万人を想定をして決められた金額だと思います。今回特例を利用して3万人で市になれるということから、今回市を選定してございますので、これについては地方自治法の施行令からしますと市の適用がされる

ということで、この金額についてはご理解を賜りたいというふうに思っております。

契約の状況等について何らかの方法で公表できないかというご質問だと思いますけれども、これにつきましては広報紙を利用しながら契約状況等については公表してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青木一夫君） 教育次長。

○教育次長（堀江一慰君） 公民館と運動施設関係、学校開放施設関係の利用料金のご指摘の件だと思います。これに関して細かい数字を私持っておりませんので、申しわけございませんが後で詳細をお知らせをしていきたいというふうに思います。南那須町におきましては、利用料等については取っていないという経緯があると思いますので、それと公民館関係も減免の関係もございしますが、詳細の数字的なものにつきましては担当のほうと調べまして後で報告をさせていただくということによろしいでしょうか。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教議員。

○35番（平塚英教君） 契約関係なんですけれども、お知らせ版等でお知らせをするということでございますが、私は議会に公表する考えがあるのかというふうなつもりで質問したんですけれども、質疑とか議決とかいうことではなくて、こういう工事については、例えば簡単に言えば今までであれば5,000万円以上の工事は議会にかかったわけなんですけれども、私としては3,000万円以上程度の工事や請負契約あるいは財産の取得等、そういうものについては何回ぐらい入札行為がやられて、そしておおむねどこに決まって幾らだったかという内容ですね、その辺の内容について議会で云々ということではなくて、お知らせがされるかされないか、その辺ちょっとご説明をいただきたい。

南那須町につきましては、公民館、学校施設等の利用料金については取っていない。今回烏山町にあわせて新たにとるという考えでいいんですね。そのところを確認しておきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 総務部長。

○総務部長（大森 勝君） 議会への報告ということでございますので、これらにつきましては新市長が決まった段階で、ご相談をして方針等をつくっていききたいというふうに思っておりますので、それまでお待ちをいただきたいと考えております。

○議長（青木一夫君） 教育次長。

○教育次長（堀江一慰君） 今お聞きしましたら、手数料条例等はあったようでございまして、減免という形をとりまして利用料金等の徴収はなかったというふうにご理解をいただきたいと思いますが、詳細については調査をしてお知らせをしたいと思っております。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに質疑がないようですので、質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

反対討論を許します。

35番平塚英教議員。

〔35番 平塚英教君 登壇〕

○35番（平塚英教君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、この件につきましては先ほどの質疑の中で申し上げましたが、今回10月1日から那須烏山市になりました。それにあわせてこの市の条例を165件、専決処分をされた。そのうち議会に承認を得る件が159件ということでございます。おおむね合併に伴う条例制定でございますから問題はありませんが、その中でどうしてもこの条例第40号、那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例につきましては、これまで町の段階では5,000万円以上ということでありましたが、今回1億5,000万円以上ということになりました。これでは余りにも金額が多過ぎて、議会で提案されて審議されるものが本当に少なくなってしまう。これは議会の形骸化であり、チェック機能を低めるものだというふうに私は思いますので、内容等についてさらに研究をして公表いただきたいという理由で、これについては反対をさせていただきます。

さらに、条例第151号 那須烏山市公民館設置管理及び使用料条例、さらに第157号 那須烏山市運動施設設置管理及び使用料条例、さらに条例第159号 那須烏山市立学校施設使用及び使用料条例につきましては、烏山町では平成16年度から原則無料であったものが有料化されたもので、旧南那須町におきましては料金条例はあったが減免で原則取っていなかったというものを新たに有料化するものでありますので、これについては反対をさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ないようですので、討論を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青木一夫君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第20 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成17年度那須烏山市一般会計・特別会計暫定予算）

○議長（青木一夫君） 日程第20 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

平成17年10月12日提出

那須烏山市長職務執行者 福田 弘 平

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者福田弘平君。

〔市長職務執行者 福田弘平君 登壇〕

○市長職務執行者（福田弘平君） 議案第2号 提案理由書。那須烏山市の暫定予算については、一般会計外7つの特別会計をもって編成しております。暫定予算に計上いたしました予算の基本的考え方といたしましては、旧町予算の継承にかかる経費、合併に伴い必要となった

経費及び緊急に必要な政策的経費を措置したものであり、暫定予算の期間といたしましては3カ月間としたものでございます。また、暫定予算は本予算までのつなぎ予算の性質を有するため、歳入と歳出の金額が一致しないものでございます。

では、一般会計からご説明申し上げます。歳入総額は17億321万3,000円、歳出総額は30億6,409万8,000円を計上いたしました。歳入では、旧町で調定されたもののうち、合併後に収納されるもの及び合併後おおむね3カ月以内に収納される予定のものを計上したものであり、国県支出金や地方債などの年度末に収納される予定のものは、本予算で対応することといたしております。

主な歳入といたしましては、市税では暫定予算の期間内に納期が到来する税目について、その予定額を措置いたし、譲与税や各種交付金についても交付時期が到来するものについて計上しております。

地方交付税につきましても、平成17年度分は交付決定がされておりますので、交付時期が到来するものについて計上しております。その他の歳入科目につきましても、おおむね3カ月以内に収納される予定のものを計上したものであります。

歳出につきましては、旧町で執行された事業のうち、合併後支出されるもの及び合併後おおむね3カ月以内に必要な経費を措置したほか、契約等の締結時に必要な予算額を計上しております。

議会費は議員報酬を措置いたし、総務費では広報事業費として行政カレンダー作成費を計上いたしたほか、合併準備経費の未払い分として烏山庁舎の整備費や各電算システムの統合費を措置いたしております。そのほか11月に予定されております那須烏山市長選挙費を計上いたしました。

民生費では、障害者の各種給付費や高齢福祉施設の措置費を計上したほか、市の業務として福祉事務所の業務経費を措置いたしております。

衛生費では、高齢者の予防接種費や浄化槽の設置補助金を計上いたし、南那須地区広域行政事務組合の負担金を措置いたしております。

農林水産業費であります。下川井地区のふるさと農道整備事業に所要額を引き続き計上いたし、荒川南部地区の圃場整備事業についても所要額を措置いたしたものでございます。

商工費では、各観光施設の運営費について所要額を計上いたし、土木費においては月次南大和久線のほか6路線の道路維持整備費のほか、野上愛宕台線、地方特定道路及び辺地道路の整備費についても引き続き予算措置をいたしております。

消防費であります。南那須地区広域行政事務組合の負担金を措置いたしたほか、消防団活動費につきましても所要額を計上しております。

教育費では、各小中学校の運営費を計上したほか、自治会公民館の施設整備費についても予算措置をいたしております。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。国民健康保険特別会計は、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございますので、事業勘定からご説明申し上げます。

歳入総額は6億5,194万1,000円、歳出総額は8億133万1,000円を計上いたしました。主な歳入といたしましては、国民健康保険税では暫定予算の期間内に納期が到来するものについてその予定額を措置いたし、国県支出金及び療養給付金交付金については概算での交付額が決定しているものについて計上いたしております。歳出につきましては、合併後3カ月以内に必要な経費として、3カ月間の保険給付見込額及び老人保健拠出金を措置いたしております。

次に、診療施設勘定についてご説明申し上げます。歳入総額は2,115万8,000円、歳出総額は2,741万9,000円を計上いたしました。歳入では、合併後おおむね3カ月間の診療報酬収入を計上いたしております。歳出では、合併後おおむね3カ月間の管理費及び医薬材料費を措置いたしております。

続きまして、熊田診療所特別会計についてご説明申し上げます。歳入総額は1,105万6,000円、歳出総額は1億369万8,000円を計上いたしました。歳入の主なものとしては、診療報酬収入を計上しております。歳出につきましては、合併後おおむね3カ月以内に必要な経費と熊田診療所施設整備事業費を措置いたしております。なお、熊田診療所は昭和39年に開設され、施設の老朽化が著しいことから、現在診療所施設及び医師住宅の新築工事を行っております。

続きまして、老人保健特別会計についてご説明申し上げます。歳入総額は6億3,671万3,000円、歳出総額は7億1,415万4,000円を計上いたしました。歳入では、合併後おおむね3カ月以内に収納が予定される支払い基金交付金及び国県支出金の概算交付額を措置いたしております。歳出につきましては、合併後おおむね3カ月間の医療費見込み額を主に計上いたしております。

引き続きまして、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。歳入総額は3億3,081万円、歳出総額は4億8,810万2,000円を計上いたしました。歳入につきましては、合併後おおむね3カ月以内に収納が予定される介護保険料、支払い基金交付金及び国県支出金を措置いたしました。歳出につきましては、合併後支出される保険給付費や介護保険法の改正により、本年10月1日から施行された施設入所者にかかる居住費及び食費の負担見直しに伴う特定入所者サービス給付費等、合併後おおむね3カ月以内に必要な経費を措置いたしたものでございます。

続いて農業集落排水事業特別会計についてご説明申し上げます。歳入予算額は475万7,000円、歳出予算総額は1,753万3,000円を計上いたしましたものでございます。歳入の主なものは施設使用料、加入金、施設災害共済金等でございます。歳出の主なものは、職員人件費、農業集落排水施設の維持管理費用、及び河川改修工事に伴う排水管渠の布設替工事等の費用でございます。

続いて下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。歳入予算総額は1,254万5,000円、歳出予算総額は1億8,059万7,000円を計上いたしました。歳入の主なものは受益者負担金、施設使用料及び消費税還付金等でございます。歳出の主なものは、職員人件費、水処理センターの維持管理費、設計委託費及び管渠工事費でございます。

続いて簡易水道事業特別会計についてご説明申し上げます。歳入総額は3,340万8,000円、歳出総額は5,317万7,000円を計上いたしました。歳入の主なものは、水道使用料、加入金、手数料等であります。歳出の主なものは、職員人件費、水道施設維持管理費用及び配水管布設替工事等の所要額を措置いたしましたものでございます。

以上、一般会計から特別会計についてご説明申し上げました。何とぞご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（青木一夫君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 議案第2号でございますが、これも新市スタートに伴う専決処分でございますが、各種予算の暫定予算でございます。新市スタートに伴う当分の間の暫定予算でございますのでおおむね理解はするわけですが、烏山町の時代に9月定例議会で私のほうで質問をいたしました町税の収納問題でございます。平成16年度の調定額の何と35.5%が未納である。そのうちほとんどが固定資産税の滞納額である。その滞納額の相当な部分が特定法人のものであり、烏山町の時代の町の監査委員が平成16年度の決算認定の報告の中で、この問題を10年間も放置しているのは重大問題だ。10年間さかのぼってこれを調べる必要があるのではないかというふうに言いました。

この問題について私は一般質問いたしましたところ、当時の福田町長は、もう少し待っていただきたいということをおっしゃいましたが、その後この問題についてはどのように対処されたのかご説明をいただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長職務執行者。

○市長職務執行者（福田弘平君） 固定資産税の滞納の問題についてお答えをしたいと思います。

9月の議会の中で特定の企業の滞納問題について質問をされました。しばらく待っていただきたいという話をさせていただきました。これにつきましては、現在調査をさせていただいております。なかなかつかみ切れないというのが現実でございまして、現在極力進めているところでございますので、なかなかお答えができないということで私も苦慮しているところでございますが、もう少しの調査をさせていただきたい。ご理解を願いたいと思います。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教議員。

○35番（平塚英教君） この問題につきましては、新市に引き継いだのでは住民が広くなるわけですから、さらに不安が広がる。栃木県一悪い税収収納の町が合併して今度は新しい自治体に引き継がれていいんですかと。解決できなくても、何らかの方法で解決する道筋を出してもらいたいというふうに私は何遍も何遍も議会で言ったんですが、今の答弁でもどのような方法で解決をするのか全く見通しが立たないというふうに思っているわけですが、執行者のうちに議会と話し合いをするんですかしないんですか。そのことだけ確認をとりたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長職務執行者。

○市長職務執行者（福田弘平君） 職務執行者のうちにこれは解決しろということでございますが、10年間の間の積み重ねできております。この10年間の間になかなか解決ができていないというのが現実でございまして、現在も相手方を正直言ってみつけているというのが現実でございまして、ぜひもう少しの時間をいただきたい。ご理解願いたいと思います。

○35番（平塚英教君） 納得できません。次の方どうぞ。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに質疑がないようですので、質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終了します。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

35番平塚英教議員。

〔35番議員 平塚英教君 登壇〕

○35番（平塚英教君） ただいま上程中の議案第2号 専決処分の承認を求める件についてであります。これは提案がありましたように、合併に伴う平成17年度の那須烏山市一般会計暫定予算から簡易水道の特別会計暫定予算までの各種暫定予算でございます。これらはお

おむね合併に伴う予算措置でございますので、やむを得ないというふうには思いますが、先ほど市税の問題で、旧町の段階から引き継いでいる10年間も滞納されている固定資産税問題についてもう少し待ってくれという中身で、全く解決の方策が示されませんでした。これでは私は納得できませんので、この暫定予算につきましても認めるわけにいかないという点でございます。

さらには、平成17年度的那須烏山市介護保険特別会計暫定予算につきましては、先ほど提案理由にございましたように、今度介護保険制度が改悪されまして施設入所者のホテルコストあるいは食費が別建てで料金が取られるということになりました。これを含む予算措置でございますので、これにも反対でございます。

以上で、反対討論とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ないようですので、討論を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青木一夫君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時16分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成17年度那須烏山市水道事業会計暫定予算)

○議長（青木一夫君） 日程第21 議案第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

平成17年10月12日提出

那須烏山市長職務執行者 福田 弘 平

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者福田弘平君。

〔市長職務執行者 福田弘平君 登壇〕

○市長職務執行者（福田弘平君） 議案第3号の提案理由を説明していきたいと思っております。

水道事業会計の暫定予算についてご説明申し上げます。那須烏山市の水道事業会計の暫定予算に計上いたしましたものは、旧烏山町予算と旧南那須町予算の承継にかかる経費及び暫定予算の期間とした3カ月間の維持管理費等を計上したものでございます。

収益的収入は1億4,142万2,000円を計上いたしましたものであり、主なものは水道料金及び手数料等でございます。収益的支出は1億3,483万5,000円を計上いたし、主なものは職員人件費、水道施設維持管理費用、減価償却費及び消費税等でございます。

資本的収入は8,348万8,000円を措置いたしましたが、主なものは企業債、加入金、他会計負担金等でございます。資本的支出では、1億1,066万8,000円を計上いたしましたが、主なものは配水管布設替工事費用及び上下水道料金調定システム等の統合にかかる所要額を措置いたしましたものでございます。

何とぞご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（青木一夫君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ないようですので、討論を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青木一夫君） 全員賛成であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第22 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
(那須烏山市と栃木県との間の公平委員会の事務委託)

○議長（青木一夫君） 日程第22 議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したいので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

平成17年10月12日提出

那須烏山市長職務執行者 福 田 弘 平

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者福田弘平君。

〔市長職務執行者 福田弘平君 登壇〕

○市長職務執行者（福田弘平君） 議案第4号、本案は那須烏山市の公平委員会の事務について、旧南那須町及び旧烏山町と同様、栃木県に事務委託するため、10月1日付けで専決処分したものでございます。

公平委員会の主な事務といたしましては、職員の勤務条件等について不利益な処分の不服申立て等に対し、裁決を実施するものでございます。ご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（青木一夫君） 以上で提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

17番中山五男議員。

○17番（中山五男君） ご質問申し上げます。公平委員会の事務委託、私、不勉強であったことかどうか、聞きなれないわけなんです、旧町時代にもこういった事務委託というのがあったのか。あったとするならいかなる内容なのか。具体的に事務委託があったのかこれをまず1点お伺いしたいと思います。

次には、今後予想される事務委託の具体的な内容、いかなる事案を委託するのか。

それと3点目、この費用負担なんです、費用負担は後ろの規約の2条の中に、経費は一たんは公平委員会が支払ったことにおいて、その後市に請求するというふうになるのかと思いますが、この費用負担というのは実費、実際にかかった部分だけを支払うのか、この点についてお伺いします。

以上、3点です。

○議長（青木一夫君） 総務部長。

○総務部長（大森 勝君） 公平委員会につきましてお答えを申し上げたいと思います。

この公平委員会につきましては、人口15万人未満の市、町、村については公平委員会を置くものとするということで、地方公務員法上位置づけをされております。そういうことがございまして、旧2町につきましてはやはり設置の義務があったわけですけれども、県のほうに委託をお願いをしておりました。今回の考え方についても、市になっても県のほうに委託をするという今までの考え方で進めているものでございます。

具体的な内容につきましては、今提案理由の内容にもありましたように、職員等の不服申立てがあった場合について裁定をいたしますというのが大きな事務になってまいります。法的には3つほど掲げてございまして、職員の給与とか勤務時間、そういうものについての措置、改善、要求というものがあった場合については、裁定をいたしますよということが1つです。

あと職員に対する不利益、給与とか勤務条件、そういうものの不利益があった場合については、公平委員会のほうに職員から申し出があった場合については、それについてやはり裁決をいたしますということでございます。

3点目といたしましては、法律に基づき権限に属して定めた事務ということで漠然と書いてございまして、これはケース・バイ・ケースで運用するということになると思います。

3番目の費用負担につきましては、2つに分かれております。経常的な運営的な経費と要求があった場合のときの費用という2つに分かれておりまして、通常ですと経常的には1万6,000円ぐらいだと思います。そのほかに請求の内容によっていろいろ日数等も変わってくると思いますけれども、それで積算をされるというふうに思っております。今までの実績等については2町においてもなかったというふうに思っております。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教議員。

○35番（平塚英教君） ただいま同僚議員の質問で中身はわかりましたが、そうしますと、この公平委員会を設置する義務があるけれども、設置しないで県に委託をするということで進めるということですね。それでいいかどうかをもう1回。

○議長（青木一夫君） 総務部長。

○総務部長（大森 勝君） 今の質問のとおりでございまして、県に委託をするということになります。実質的な県の窓口につきましては、人事委員会ということになります。

○35番（平塚英教君） 了解。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに質疑がないようですので、質疑を打ち切ることでご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了します。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ないようですので、討論を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

◎日程第23 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
(那須烏山市指定金融機関の指定について)

○議長（青木一夫君） 日程第23 議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めらる。

平成17年10月12日提出

那須烏山市長職務執行者 福田 弘 平

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 本案に対して提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者福田弘平君。

〔市長職務執行者 福田弘平君 登壇〕

○市長職務執行者（福田弘平君） 議案第5号 那須烏山市の指定金融機関の指定については、旧南那須町、旧烏山町ともに株式会社足利銀行を指定しており、那須烏山市においても株式会社足利銀行を指定金融機関として指定いたしましたものでございます。ご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（青木一夫君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

35番平塚英教議員。

○35番（平塚英教君） 議案第5号でございますが、新しい市の指定金融機関を株式会社足利銀行とするということでございます。前の自治体についても同様でございましたので、これはわかりますが、ペイオフが解禁をしておりますので、町の公金の取り扱いについては十分ご留意いただきたいと思うんですが、その件についてだけご答弁をいただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長職務執行者。

○市長職務執行者（福田弘平君） 本年4月からのペイオフにかかわりまして、烏山町、南那須町とも金融機関への預金等、またすべてがペイオフにかからないような措置をとらせていただきました。恐らく南那須町も同じ形でとっていると思っております。今後とも市の金融機関につきましてもきちっと対応をしていきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 17番中山五男議員。

○17番（中山五男君） 2点ほどお伺いします。現在あの企業は国有化されているわけですが、近々ほかの金融機関に売却されると思っております。そこで市が足利銀行を指定金融機関と指定する期間は売却されるまでと理解してよろしいですか。これが1点です。

もう1点は、合併前は足利銀行のほうからそれぞれの出納室に行員さんが来まして、出納事務については毎日お手伝いをしていただきました。合併後はどうなるのか。そのサービスについてお伺いいたします。以上2点お伺いします。

○議長（青木一夫君） 総務部長。

○総務部長（大森 勝君） 足利銀行の売却というお話があったと思っておりますけれども、これにつきましては足利銀行が当然名称の変更ということになった場合については、どこにするかという課題は残るにしても、それまでということになります。

失礼いたしました。2点目、今まで南那須庁舎のほうには足利銀行の職員が派遣されて収納

事務にあたっていたと思います。これにつきましては、今回調整の結果、足利銀行のほうからは派遣しないということになります。烏山町の場合はやはり足利銀行から派遣はされておられませんので、そういうことで話し合いになっております。以上です。

○議長（青木一夫君） よろしいですか。

○17番（中山五男君） 了承しました。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、質疑を終了することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了します。

次に討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 討論がないようですので、討論を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。原案のとおり賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青木一夫君） 挙手多数と認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり承認されました。

ここで日程を変更し、追加議事日程第1号を議題といたします。

◎追加日程第1 閉会中の継続審査申し出について

○議長（青木一夫君） 追加日程第1 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

朗読いただきます。

〔書記 朗読〕

平成17年10月12日

那須烏山市議会議長 様

総務企画常任委員長 高津戸 茂

閉会中の継続審査の申し出について

本委員会は、調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

事 件

- 1 所管事務の調査検討
- 2 その他委員会において特に必要と認めた事項

理 由

閉会中の所管事務調査及び必要な事項の調査研究

期 間

総務企画常任委員の任期の期間とする。

平成17年10月12日

那須烏山市議会議長 様

文教福祉常任委員長 菊 池 俊 夫

閉会中の継続審査の申し出について

本委員会は、調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

事 件

- 1 所管事務の調査検討
- 2 その他委員会において特に必要と認めた事項

理 由

閉会中の所管事務調査及び必要な事項の調査研究

期 間

文教福祉常任委員の任期の期間とする。

平成17年10月12日

那須烏山市議会議長 様

経済建設常任委員長 板 橋 邦 夫

閉会中の継続審査の申し出について

本委員会は、調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

事 件

- 1 所管事務の調査検討
- 2 その他委員会において特に必要と認めた事項

理 由

閉会中の所管事務調査及び必要な事項の調査研究

期 間

経済建設常任委員の任期の期間とする。

平成17年10月12日

那須烏山市議会議長 様

議会運営委員長 平 塚 英 教

閉会中の継続審査の申し出について

本委員会は、調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

事 件

- 1 議会の運営に関する事項について
- 2 議会の条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について

理 由

閉会中に定例会や臨時会の会期及び議事日程等議会運営に必要な事項を審査するため、並びに議会の条例等や議長の諮問に関して、必要な事項を審査するため。

期 間

議会運営委員の任期の期間とする。

平成17年10月12日

那須烏山市議会議長 様

議会広報委員長 佐藤 雄次郎

閉会中の継続審査の申し出について

本委員会は、調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

事 件

- 1 議会活動状況のPRに関する調査検討
- 2 その他委員会において特に必要と認めた事項

理 由

閉会中の議会活動のPR及び必要な事項の調査研究

期 間

議会広報委員の任期の期間とする。

以上。

○議長（青木一夫君） 各常任委員会委員長、議会運営委員長及び議会広報委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。よって、各委員長申し出のとおりこれを承認することに決定いたしました。

○議長（青木一夫君） 以上で、平成17年第1回那須烏山市議会臨時会の議事は全部終了いたしました。閉会にあたり、市長職務執行者からごあいさつがあります。

市長職務執行者福田弘平君。

〔市長職務執行者 福田弘平君 登壇〕

○市長職務執行者（福田弘平君） 那須烏山市の初の議会、議員の皆様方には特段のご協力をいただきまして、職務執行者の提案どおりご承認をいただき心から感謝申し上げます。

那須烏山市は、これから夢のある町として進んでいくということでございますが、議員各位の皆様方のこれからのご活躍をご祈念申し上げて、あいさつとさせていただきます。きょうはありがとうございました。

○議長（青木一夫君） 閉会にあたり、ごあいさつ申し上げます。

本日開催されました第1回臨時会は、那須烏山市発足後最初の議会であります。本臨時会は正副議長及び組合議会議員等の選挙及び各常任委員、議会運営委員、議会広報委員等の選任ほか、市長から提出された5議案につきまして慎重に審議を尽くされ、ここに全部の審議を終了することができました。各位のご協力に対し深く敬意を表するところであります。私も新議長として円滑な議会運営のため努力してまいりたいと考えているところであります。

今後とも特段のご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。大変ご苦勞さまでございました。

〔午後 4時45分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成18年2月20日

臨時議長 平塚金平

議長 青木一夫

署名議員 五味淵博

署名議員 佐藤昇市